

○国土交通省令第六十五号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第八条第五項ただし書及び第九項、第十二条第一項、第二項及び第四項第二号、第十三条第一項、第十四条、第十五条、第二十一条第三項並びに第二十二条の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十年七月二十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則

（軽微な変更）

第一条 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（以下「法」という。）第八条第五項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 同一年度内における観光圏整備事業の実施時期の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、観光圏整備事業の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

(観光圏整備実施計画の認定の申請)

第二条 法第八条第一項の規定により観光圏整備実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第七条第二項各号に掲げる事項

(観光圏整備実施計画の変更の認定の申請)

第三条 法第八条第五項の規定により同条第三項の認定に係る観光圏整備実施計画の変更の認定を受けようとする認定観光圏整備事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

(観光圏整備実施計画の軽微な変更の届出)

第四条 法第八条第六項の規定により軽微な変更をした旨の届出をしようとする認定観光圏整備事業者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更した日

四 変更の理由

（法第十二条第一項の国土交通省令で定める旅館業）

第五条 法第十二条第一項の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。

一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの

二 旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業

（観光圏内限定旅行業者代理業の対象となる旅行の範囲）

第六条 法第十二条第一項の国土交通省令で定める旅行は、一の自らの営業所の存する観光圏の区域内において実施される旅行とする。

（標識の様式）

第七条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式とする。

（法第十二条第四項第二号の国土交通省令で定める研修）

第八条 法第十二条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる科目について行うものであること。

二 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一条の三第三項に規定する研修の講師又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通大臣が告示で定める者を講師とするものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める方法により行うものであること。

（観光圏内限定旅行業務取扱管理者の要件）

第九条 法第十二条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。

(共通乗車船券)

第十条 法第十三条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類
- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

(法第十四条の国土交通省令で定める事業)

第十一条 法第十四条の国土交通省令で定める事業は、その全部又は一部の区間が観光圏に存する路線に係

る運行系統ごとの運行回数を増加させる事業とする。

（法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業）

第十二条 法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を開始する事業

二 海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を変更する事業

（法第十五条第二項の国土交通省令で定める事業）

第十三条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める事業は、運航回数を増加させる事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 運航日程又は運航時刻を変更するもの（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第十一条第一項第一号に規定する軽微な事項に係るものを除く。）

二 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季を変更するもの

(権限の委任)

第十四条 法第十三条第一項に規定する国土交通大臣の権限（共通乗車船券を発行しようとする運送事業者に航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が含まれる場合に係るものを除く。）は、共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。

2 法第十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。

(書類の提出)

第十五条 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書は、当該申請又は届出に係る観光圏の区域を管轄する地方運輸局長（当該観光圏の区域が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該観光圏の区域を管轄するいずれかの地方運輸局長）を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十年七月二十三日）から施行する。

(外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則(平成九年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則

第一条を削り、第二条を第一条とする。

第三条から第九条までを削る。

第十条中「第十七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第二条とする。

第十一条(見出しを含む。)中「第二十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第十二条第一項ただし書中「第二十八条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十

六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第十三条を第五条とする。

第十四条中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第六条とする。



第十五条を第七条とし、第十六条を第八条とする。

第十七条中「第二十八条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十八条を第十条とし、第十九条を第十一条とする。

第二十条中「第二十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第二十一条中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第二十二条中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第二十三条中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十七条第二項各号」を「第十五

条第二項各号」に改め、同条を第十五条とする。

第二十四条第一項中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第二十五条第一項中「第三十条前段」を「第十八条前段」に改め、同条第二項中「第三十条後段」を「

第十八条後段」に改め、同条を第十七条とする。

第二十六条を第十八条とし、第二十七条を第十九条とする。

第二十八条中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十九条第一項中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第三十条を第二十二條とする。

第三十一条中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十二条中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十三条第一項中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第四十条」を「第三十二条」

に改め、同条第二項第四号中「第三十六条及び第三十七条第一項」を「第二十八条及び第二十九条第一項」に改め、同条第三項中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十四条（見出しを含む。）中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十六條とする。

第三十五条中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十六条を第二十八條とする。

第三十七条第一項中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十八条第一項中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条第二項中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第二十五条第一号」を「第十三条第一号」に改め、同条を第三十条とする。

第三十九条中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第四十条中「第三十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第三十二条とする。

第四十一条中「第三十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十二条中「第三十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十三条第一項中「第三十六条第四項」を「第二十四条第四項」に改め、同条を第三十五条とする。

第四十四条中第一項を削り、同条第二項中「前項各号に規定するもののほか、法に規定する権限」を「法に規定する国土交通大臣の権限」に改め、同項第一号中「第十七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「第二十一条第三項」を「第九条第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中第一号を削り、同項第二号中「第二十条第三項」を「第八条第三項」に改め、同号を同項第一号とし、同

項第三号中「第二十二條第一項」を「第十條第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二十二條第二項」を「第十條第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同條第二項とし、同條を第三十六條とする。

第四十五條中「第二十一條第三項」を「第九條第三項」に改め、同條を第三十七條とする。

第一号様式及び第二号様式中「(第十五條第一項關係)」を「(第七條第一項關係)」に、「外國人観光客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外國人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に改める。

第三号様式中「(第三十二條關係)」を「(第二十四條關係)」に改める。

第四号様式中「(第三十三條第一項關係)」を「(第二十五條第一項關係)」に、「外國人観光客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36條第2項」を「外國人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24條第2項」に改める。

第五号様式中「(第三十五條關係)」を「(第二十七條關係)」に改める。

第六号様式中「(第三十六條關係)」を「(第二十八條關係)」に、「外國人観光客の来訪地域の整備

備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24条第2項」に改める。

第七号様式中「(第三十七条第一項関係)」を「(第二十九条第一項関係)」とし、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24条第2項」に改める。

第八号様式中「(第四十一条関係)」を「(第三十三条関係)」に改め、同様式表面中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第三十六条第三項」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第三項」に改め、同様式裏面中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」とし、「第五十条」を「第三十七条」とし、「第三十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前に交付した改正前の外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の

振興に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第一号様式による合格証書、旧規則第二号様式による筆記試験合格証書及び旧規則第八号様式による外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の規定による証明書はそれぞれ改正後の外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一号様式による合格証書、新規則第二号様式による筆記試験合格証書及び新規則第八号様式による外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の規定による証明書とみなす。

2 この省令の施行の際現にされている旧規則の規定による申請又は届出に係る地域限定通訳案内士登録申請書、登録事項変更届出書及び登録証再交付申請書の様式については、新規則第四号様式、第六号様式及び第七号様式にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式（第七条関係）

35センチメートル以上		35センチメートル以上
観光圏内限定旅行業者代理業認定票		
認定番号	観光圏内限定旅行業者代理業 第 号	
認定年月日	年 月 日	
有効期間	年 月 日から 年 月 日	
所属旅行業者 登録番号及び 氏名又は名称	登録旅行業 第 号	
氏名又は名称		
営業所の名称		
観光圏内限定 旅行業務取扱 管理者の氏名		
受託取扱 企画旅行		

- 注 1. 地の色は、黄緑色とする。
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。